（写）

岐賃審発第19号
令和8年10月19日

岐阜労働局長
原田　浩一　殿

岐阜地方最低賃金審議会
会長　栗山　知

岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年８月２５日付け岐労発基 0825 第１号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別　紙

岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1　適用する地域

岐阜県の区域

2　適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　１８歳未満又は６５歳以上の者

⑵　雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃又は片付けの業務

ロ　手作業による、選別、包装又はこれらに附帯する業務

ハ　卓上における手作業による軽易な業務又は小型機械若しくは手工具を用いて行う軽易な部品加工又は組付の業務

4　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間１，１６８円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日

令和８年１２月２１日